

平成24年度 第3回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成25年3月6日(水) 午後6時00分～6時35分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

[委員] 向田直範会長  
植松美由紀委員  
村上岑子委員  
斯波悦久委員

[諮問課] 建設水道部水道室業務課長 及川浩史  
同課総務営業担当主任主査 宮野透  
同担当主査 池端進

[事務局] 総務部長 佐々木隆哉  
同部情報推進課長 椿原功  
同課文書・統計担当主査 扇武男  
同担当主任 奥山直樹

傍聴者 なし

議 題

【諮問】

- ① 石狩北部地区消防事務組合消防指令システムへの水道基本情報提供について

配布資料

- ・ ①の諮問書の写し
- ・ ①の諮問の説明資料

○第3回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】皆様、一日のお仕事でお疲れのところご苦勞様です。それでは、開会の時間となりましたのでただいまより、平成24年度第3回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

始めに、向田会長よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】皆様今晚は、お疲れのところお集まりいただきありがとうございます。本日は委員1名欠席で4名の出席となっております。今回は、諮問案件が1件ということで、本日も効率良く審議を進めて参りたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

○議 題

【向田会長】 それでは、本日の予定等について事務局の方から説明願います。

【椿原課長】 本日は、建設水道部水道室業務課所管の「石狩北部地区消防事務組合消防指令システムへの水道基本情報提供について」この1件の諮問をご審議いただきます。

○諮 問

【向田会長】 それでは、諮問を受けます。

【佐々木部長】 佐々木総務部長諮問書を代読（諮問1件）

【諮問①】

石 業 務 第 8 1 2 号

平成25年3月6日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市長 田 岡 克 介

石狩北部地区消防事務組合消防指令システムへの水道基本情報提供  
について（諮問）

石狩北部地区消防事務組合では、消防力の充実・強化を図るため、平成25年10月から消防指令業務を一元化し、組合消防指令センターの運用開始が予定されています。この消防指令センターでは、新たな消防指令システム導入がされ、119番通報に伴う通報場所特定の精度向上が図られることとなっております。

このシステムの構築及び運用において、水道基本情報の活用が必要との理由により、石狩北部地区消防事務組合から当市水道事業あてに情報提供の依頼があったところで

す。  
使用目的、運用内容等について精査したところ、水道基本情報を提供することにより、消防業務における迅速な出動態勢が整備され、災害時における住民被害の軽減及び救命率向上に資するものと考えられることから、情報提供について、石狩市個人情報保護条例第10条第5号の適用についてご審議頂きたく、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第1条第2号の規定に基づき貴審査会に諮問いたします。

## 記

### 1 使用目的

石狩北部地区消防事務組合消防指令システム支援情報として利用

### 2 使用機関

石狩北部地区消防事務組合消防指令センター

### 3 提供する情報内容

- (1) 水栓番号
- (2) 給水装置設置場所住所
- (3) 使用者氏名及びカナ氏名
- (4) 使用者電話番号

### 4 情報提供の時期及び提供方法

USBメモリー等磁気媒体により、システム構築時に要する水道契約者情報の一括提供以後、例月更新情報を毎月定めた日に提供する。情報の受け渡しは、事務担当者間で直接行なう。

【向田会長】 それでは、事務局から本日の諮問内容と資料について説明願います。

【椿原課長】 本日、配付いたしました資料の確認をいたします。

会議次第、「石狩北部地区消防事務組合消防指令システムへの水道基本情報提供について」の諮問書の写しと資料、ございますでしょうか。

【全委員】 はい。

【椿原課長】 次に、諮問内容及び資料説明に入る前に、本日の審議について私からご説明いたします。

諮問①について、建設水道部水道室業務課よりご説明いたします。

## ○議 事

### 諮問①

【向田会長】 それでは、諮問①「石狩北部地区消防事務組合消防指令システムへの水道基本情報提供について」の説明をお願いいたします。

【及川課長】 水道室業務課の及川と申します。よろしく願います。

それでは、私から諮問案件である「石狩北部地区消防事務組合消防指令システムへの水道基本情報提供について」ご説明させていただきます。

まず、石狩北部地区消防事務組合について、若干説明させていただきます。

同消防事務組合は、消防業務を複数の市町村で共同して行うために設立された、地方自治法に基づく一部事務組合であります。

構成市町村は、石狩市、当別町、新篠津村で、それぞれの市町村ごとに消防署が配置されております。

仮に119番通報があった場合、現状では各消防署において電話受付をし、通報場所の特定を行っているところですが、平成25年10月からは、組合消防指令センターが運用開始され、組合消防指令業務の一元化が図られる予定となっております。

この組合消防指令センター内に整備される消防指令システムは、119番通報があった場合に、通報場所を示す地図情報が表示される仕組みとなっているため、通報場所を特定する精度向上と時間短縮が図られ、災害時における住民被害の軽減及び救命率の向上に繋がるものと期待されております。

119番の通報受付から通報場所が表示されるまでの流れにつきましては、諮問書添付資料の概念図をご覧ください。まず、左上の119番通報が消防指令システムに入った場合、システムから自動的に電話事業者に対し、発信地照会が行われます。電話事業者では、電話番号から通報者の持つ住所、氏名などの発信位置情報を消防指令システムに返します。このうち、住所情報については固定電話であれば住所コード、携帯電話であればGPSによる座標情報を返すこととなります。

消防指令システムでは、この回答情報と、システム内のデータベースの住所情報を照合し、通報場所を電子地図上に表示するができ、通報場所の特定が容易となるものです。

ただし、何らかの理由によりまして、住所情報と照合できなかった場合には、別途、システム内に登録されている、水道事業から提供された水道基本情報を用いることで、通報場所を地図上に表示することとなるものであります。

このように、水道基本情報は、消防指令システムによる、119番通報の場所を特定するための、支援情報として必要とされております。

次に、水道基本情報についてであります。水道事業が提供する水道基本情報とは、諮問書の下段に記載しております、「水栓番号」「給水装置設置場所住所」、「使用者氏名及びカナ氏名」及び「使用者電話番号」の4つとなっております。

水道を使用開始するためには、使用者が水道を受水するための給水装置を設置し、水道の開始届を水道事業に提出しなければなりません。その際、給水装置ごとに水栓番号が付され、この水栓番号を基に、開始届に記載されている住所や氏名、電話番号といった個人情報が水栓番号に付随する形で、水道事業内の賦課徴収システムで一体的に管理されております。

消防に対しては、この情報から先程申し上げた4項目を切り分けて、提供を行うものであります。

ただし、これらの情報は、新たな水道装置の設置や使用者の変更などにより、都度、更新されておりますことから、可能な限り最新の情報が提供できるよう、毎月新しい情報に更新したものを提供することとしております。

また、資料に記載はございませんが、水道基本情報の受け渡しは、第三者を介さず、消防側から任命された職員と水道事業職員間で、USBメモリーによって行いますが、両者で取り扱いに関する協定書を取り交わし、事故の無いよう万全を期してまいります。

次に、提供した後の個人情報管理についてであります。提供した水道基本情報は、組合消防指令センター内機械室に設置される消防指令システムサーバー内に保存管理され、石狩北部地区消防事務組合個人情報保護条例及び同条例施行規則に基づき管理されることとなります。

また、サーバー設置場所への入室、サーバーへのアクセスは、権限を持つ消防指令センター員（9名）以外に行なえないこととなっており、アクセスについては、ユーザー名とパスワード管理により行なわれることとなっております。

私からのご説明は、以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【向田会長】以上説明が終わりましたので、ご質問等ございましたらご自由にどうぞ。

それでは私から、この水道基本情報というのは、水道の使用者に水栓番号等がそれぞれ割り当てられているものなのですね。

【宮野主任主査】水道の給水装置、いわゆる水道メーターなのですが、その水道の給水装置を設置して使用する際に使用者として申し込みがあった人の情報がその水栓番号にぶら下がるような形で情報が一体管理されております。

【向田会長】水道使用者と建物の所有者とは一致しているものなのですか。

【宮野主任主査】必ずしも一致しているものではありません。例えば借家で貸している場合は、建物や水道メーターは所有者のものですが、それが違う別の方に借家として貸し出されている場合は、使用者は別の方となります。水道を使用するに当たっては、使用申し込みをされる方は実際に蛇口を開けて水を使う方となりますので、その建物を持っている大家さんではなくて水道の使用者となります。

【村上委員】当別、石狩、新篠津で合わさっているということなのですが、世帯数と言いますか水栓数は全部でどの位になりますか。また、なぜ水道の情報を使用しなければならないのか、水道情報で特定をすると至ったのは、例えば他市町村ではそういうシステムを実施しているのかどうかそのあたりを教えてください。

【宮野主任主査】まず、このシステムの開発業者に話を聞く機会がありまして、それぞ

れ導入している市町村によっては、必ずしも水道基本情報ではなく、住民基本台帳の情報を利用しているところもあることを聞いております。その通報場所の特定に必要と思われる情報をそれぞれの消防本部において判断をされて情報を取り込んでいるというのが実態です。石狩北部地区消防事務組合の場合は、住民基本台帳の情報ではなくて、水道のメーターが設置されている場所、そこを使用されている方が実際にその住所に住まわれている方を特定するには最も有効な情報であると判断したということになるかと思えます。

【向田会長】石狩市では水道情報を導入するというのですが、他の当別町や新篠津村はどのようなのですか。

【及川課長】当別町の場合は既に導入されていると聞いております。また、先ほどのご質問の中での水栓番号の数ですが、平成24年3月末で26,390件です。これには休止分も含まれております。

【村上委員】消防事務組合の指令センターが今年の10月から運用開始が予定されますと書かれておりますが、今までの消防の業務を一元化しというのは、石狩市、当別町、新篠津村を合わせた指令センターということですよ。

【及川課長】はい。そのように伺っております。

【村上委員】そうすると数は、石狩市、当別町、新篠津村全部合わせると26,000件以上ですよ。

【及川課長】当別町及び新篠津村の数字につきましては、申し訳ございませんがただいま持ち合わせてはおりません。

【椿原課長】住民基本台帳等からの世帯数の数値につきましては、ただいま調べておりますのでもう少しお待ちいただければと思います。

【村上委員】世帯数とだいたい同じくらいでしょうか。

【椿原課長】だいたい近い数値になるかと思えます。

【村上委員】全体数でいけば、かなりな数の個人情報毎月渡されていくのだなと感じたものですから。その全体の数が気になりました。

【及川課長】一軒のお宅で2件の給水契約もあることから、世帯数よりは若干多くなるものと思えます。

【植松委員】もう一度確認をさせていただきたいのですが、提供する情報の中の使用者氏名というのは、建物ではなく実際に水道を利用されている方のお名前ですか。

【宮野主任主査】給水するために実際申し込みをされた方ということになります。

【植松委員】もう一点よろしいですか。この情報の受け渡しをするUSBメモリーを使用するというのですが、そのUSBメモリー内にあったデータはサーバーの中に取り込まれ、そのサーバーの管理というアクセスは先ほど説明があったとおりにされるということなのですが、そのデータの受け渡しに使用されるUSBメモリーの保管ですとか、データの処理についてはどのようになさるのでしょうか。実際に取り込んだデータというのはそのUSBメモリーに残ってしまうと思えますし、毎月新たな物でやり取

りされればUSBメモリーはどんどん増えていってしまうと思われるのですが。

【及川課長】具体的にはまだ消防との内容の最終的な部分については決まっておられません。ご承知のとおりUSBメモリーはデータを消去すれば何度でも利用できるものがありますので、USBメモリーを複数持つのかどうか、また、落とし込んだデータを処理後は必ず消去するなどの細かい内容につきまして、ただいま委員がおっしゃられたことも含めまして十分個人情報の保護が図られるよう万全を期していきたいと考えております。

【宮野主任主査】USBメモリーの受け渡しに関しましては、石狩北部地区消防事務組合と水道事業間において、その取扱いに関して協定書を結んだ上で、その細部を取り決めし、取り進めさせていただくということで進めて来ております。USBメモリーに関しましては、金庫なりの鍵のかかる場所に保管していただくなど協定書の中で記載をした上で運用していくという考えでございます。

【植松委員】その協定書の中身については、これから作成するということですか。

【宮野主任主査】一応、案という形の固まったものはございますが、私ども水道事業が消防に情報を提供するといったときに、この審査会での答申があった上で提供するという事務手続きを踏まなければなりませんので、あくまでも案という形で作ったものはありますが、まだ確定的なものではないことをご理解願います。

【向田会長】こういうものの先例がありませんでしたか。

【椿原課長】石狩市には情報セキュリティポリシーという規範があるのですが、その中では、個人情報だけではなく情報を1種、2種と分けているのですが、今回の個人情報はこれを1種として分類しまして、この情報を外に出す場合は、媒体管理簿というのがあります。今回の場合はUSBメモリーですが、これを取り扱う場合は必ずこの管理簿に記録することになっております。これを持ち出す場合は、持ち出し管理簿に記載して、誰がいつ持ち出しをしたか、また、返却はいつしたかなどを確認するようにしなさいという制度がございますので、基本的にはその部分は必ず順守していただくという取り決めになっております。先方の石狩北部地区消防事務組合にも、同様に条例もしくはセキュリティに関する何らかのものがあるはずなのでそれに従っていただくということになります。

【植松委員】USBメモリーに関しては、紛失などのさまざまな事故等がありますので、大変気になるところです。

【斯波委員】水道情報をこのように提供することによって、諮問書に記載されておりますとおり、救命率の向上等そういった面では確かに役に立つのかなと感じております。

平成25年の10月から指令センターの運用が開始されるということですが、これはどこに設置されるのですか。

【佐々木部長】今の石狩消防署に設置されます。

【斯波委員】今までは電話連絡で場所を特定していたということですが、この水道情報を取り込まない場合、場所の特定のロスなどそういった面があるのでしょうか。

【宮野主任主査】このシステム開発業者はNTT東日本というところですが、基本的にはNTTの基本電話などの電話事業者の位置情報を第1次的に照合して場所の特定をする訳ですが、場所の特定ができる割合は7割程度と聞いております。残り3割は特定できなかったということで、どういう場合に特定できなかったかという、固定電話の場合、NTTが持っている電話番号に附随している住所というのは、電話の使用開始の申し込みをした時の住所であって、長年電話を使い続けると住所がそのままになり、例えば町名地番変更があった場合や申し込みをしたときに俗称での申し込みをしていた場合などがままあると聞いております。そういった場合には地図情報にどうしてもヒットしないという形になりますので、そういう場合は2次的な水道の情報でさらに特定をしていきたいとのことでございます。

【斯波委員】確かにNTTの情報だけでは特定しきれないと思います。

【椿原課長】先ほどのご質問の中でありました世帯数の数字ですが、2010年の国勢調査時の数字なのですが、石狩市が22,603世帯、当別町が7,400世帯、新篠津村が1,086世帯となっております。

【村上委員】はい。わかりました。一番先に思ったことは、どういうことで水道の情報が利用されるのか、その必要性があるのか、その意味はわかりましたが、いままでの方式では特定できないというのが3割に上るということですが、石狩市はこの水道情報以外の情報を利用することができないのか十分に検討されて来たのか、あまりにも個人情報に次から次へと目的外に利用され、提供されていく危険性を感じている訳です。住民基本台帳もある訳ですが、それでもカバーできないという現代社会の必要性なのでしょうが、この辺が行政的にどう判断されて来たのかというところが、気にはなったということです。

【佐々木部長】そういう意味で言いますと、何を出すかいずれにしても市役所の持っている個人情報を提供する訳で、それが住基情報なのか水道情報なのかということですので、住基情報であっても必ずしも正確ではない場合もあります。生き物として水道情報の方が料金の徴収等もありますので、精度が高いとの判断であると推測しております。

いずれにしても情報を出す時点では切迫した状況では無いのですが、救命救急の時点では切迫した状況ですので、我々としては個人情報を提供していくことに必要性があるものと考えております。

【村上委員】その場合、水道の情報が一番良いとの判断なのでしょうか。

【佐々木部長】おそらく消防は、そういう判断をしたのだらうと推測いたします。

【向田会長】そのほかいかがでしょうか。無いようであれば、審査会としてはこれを認める答申をしたいと思います。また、外部提供をするということですので、附帯意見として「くれぐれも個人情報の取扱いには細心の注意を払うこと」を付けて答申したいと思いますがいかがでしょうか。

【全委員】はい。

○その他

【向田会長】その他、事務局から報告事項等ありましたらどうぞ。

【椿原課長】特に今のところはございませんが、次回審査会は、前年度の情報公開制度・個人情報保護制度の実施状況の報告がございますので、5月頃に委員の皆様にご連絡を差し上げ日程の調整をいたしたいと考えております。以上です。

○答 申

【向田会長】それでは、答申に入りたいと思います。

【答申①】

平成25年3月6日

石狩市長 田 岡 克 介 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会  
会 長 向 田 直 範

平成25年3月6日付石業務第812号をもって諮問のありました、石狩北部地区消防事務組合消防指令システムへの水道基本情報提供について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

(附帯意見) くれぐれも個人情報の取扱いには細心の注意を払うこと。

○閉 会

【向田会長】皆様のご協力により速やかに審議が終了いたしました。今日の予定はこれで終わりということでございます。また次回よろしく願いいたします。

議事録確定 平成25年3月15日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 印